

苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働者の文化及び教養の向上並びに福祉の増進を図るため、市内の労働団体などが苫小牧市民文化ホールを利用する場合の活動を支援するため、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、必要な経費の一部に対し、苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に活動の本拠を有する労働団体
- (2) 団体にあつては、規約、会則その他これらに類するものを有し、代表者及び所在地が明らかである者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、市民文化ホールを会場として実施する事業とする。ただし、次の各号に該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利または商業的な宣伝を主たる目的とする事業
- (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
- (3) 暴力団の利益になると認められる事業
- (4) 国や北海道、市又は教育委員会から他の補助金を受ける事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の補助対象事業を実施する場合の苫小牧市民文化ホール条例（令和4年条例第3号）に規定する施設のうち次に掲げる会場の使用料とする。

- (1) 活動室2（ルーム2）
- (2) 活動室6（ルーム5）
- (3) 和室
- (4) 多目的室（アートスペース）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に規定する額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の額は、予算の範囲内とし、1つの事業者につき年10回の申請を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の前日までに苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約又は会則
- (2) 団体の役員及び会員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付対象であるかの適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金を交付すべきものと認めたときは、苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により適否を通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）が交付決定を受けた事業に要する経費の額若しくは補助事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金変更・中止申請書（様式第3号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、相当の理由があると認めたときは承認し、苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金変更・中止承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第9条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の3月31日のいずれかの早い時期までに、苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金実績報告書（様式第5号）に領収書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求・支払い）

第11条 交付決定事業者は、前条の通知を受けたときは、市長に請求書（第7号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出された後、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、苫小牧市労働団体市民文化ホール使用支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第13条 交付決定事業者は、当該補助事業の収入及び支出に関する帳簿及び関係書類を備え、これを整

理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間（市長が別に定めるものにあつては、市長が別に定める期間）保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第5条関係）

活動室2（ルーム2）	苫小牧市民文化ホール条例別表の3の表活動室2の項の該当する使用料の5割
活動室6（ルーム5）	苫小牧市民文化ホール条例別表の3の表活動室6の項の該当する使用料の5割
和室	苫小牧市民文化ホール条例別表の3の表和室の項の該当する使用料の5割
多目的室（アートスペース）	苫小牧市民文化ホール条例別表の3の表多目的室の項の該当する使用料の5割